

## 五文型と五文型plus<sup>†</sup>

谷 光生\*  
宇都宮大学教育学部\*

新学習指導要領(英語)では「文型」に替わり「文構造」という用語の下での指導が要求される。その意図が奈辺にあらうと、英語の基本的運用には文型の把握が依然として不可欠であると同時に、文構造に対する理解の前提ともなる。より良い文型論が常に模索される所以であるが、その試みの一つとして、既存の文型論の不備を克服した新しい文型論の要諦を示す。

キーワード: 教授法, 学校文法, 英文法, 文構造, 文型

### 1. 新学習指導要領における文型と文構造

現行の学習指導要領は、平成20年(2008年)1月における中央教育審議会の答申(「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」)により改定される運びとなり、新しい学習指導要領の下での外国語(英語)の指導は、中学校では平成24年度(2012年度)から、高等学校では平成25年度(2013年度)からの実施となっている。

新学習指導要領の英語における改定には注目されるべき点が多いが、その一つに「文型」という用語を排し、新たに「文構造」という用語を導入するというものがある。文型という用語は、少なくとも半世紀以上にわたり日本の学校教育の現場で広く定着していると考えられるが、それをあえて廃止するというこの動きには、どのような意図があるのだろうか。文部科学省が平成20年(2008年)7月に公表した『中学校学習指導要領解説 外国語編』には、その事情が次のように少しく触れられている。

- (1) 「文法事項」については、従来の学習指導要領で用いられていた「文型」に替えて、「文構造」という用語を用いた。文を「文型」という型によって分類するような指導に陥らないように配慮し、また、文の構造自体に目を向けることを意図してより広い意味としての「文構造」を用いたものである。

(『中学校学習指導要領解説 外国語編』, p. 40)

<sup>†</sup> TANI Mitsuo\*: Five Canonical Sentence Patterns and Their Extensions.

\* Faculty of Education, Utsunomiya University.

引用に明らかなが、この改定には二つの目的が課せられている。(A)一つは長らく批判の対象となっている「文型を用いた機械的で無意味な文の分類」とでも言える作業を学校教育の現場から排除しようというもので、(B)もう一つの目的は従来の五文型では捉えきれないより細かな文の性質をも把握させようとするものである。

第一の目的である(A)は至極妥当なもので、文型の指導が文の単純分類作業を目指すのみなのであれば、それは英語の実用的な運用には資する所が余りなく、学校教育の現場で文型という概念を積極的に導入する意義が感じられない。しかしながら、文型の指導は本来英語の基本的運用の礎を築くためにあるもので、文型の把握無くしては英語の十全な活用を支えることは到底出来ない。この点は強調するまでもないが、単純な例 *Mary hit John* で確認すると、基本的な文型に習熟していない場合、誰が動作者(agent)で誰が被動者(patient)なのかという点が不明となり、この英文の運用に支障が生じる。また「花子が太郎をぶった」という日本語を英語で伝えることもできない。

このように、文型の指導は用語使用の如何を問わず欠かせぬものであるが、さらには第二の目的(B)に照らし合わせてみても、その指導が事実上不可避免と考えられる。その理由は目的(B)を達成するためには、文型の把握が前提になるからである。この点をまず平成21年(2009年)12月に公開された文部科学省による『高等学校学習指導要領解説 外国語編・英語編』(以下、『解説』)の記述の仕方から確

認し、その後、具体例を通して考えてみよう。下は『解説』における関連部分の引用である。

(2) 今回の改定では、従来の学習指導要領で用いられていた「文型」に替えて、「文構造」という語を用いている。これは、文を「文型」という型によって分類するような指導に陥らないように配慮し、文の構造自体に目を向けることを意図してのことである。正確な文を話したり書いたりしようとすれば、例えば、動詞に続く目的語が *to* 不定詞／動名詞／*that* 節のうちどれなのかといったように、構造に注意を向ける必要がある。このようなことなどにも目を向けることを意図して、より広い意味を表すものとして「文構造」という語を用いたのである。

(『解説』, p. 39)

ここでは、これまで「文構造」という用語で漠然と示されて来たものが、結局(主として)述語動詞構造を指示するものであることが、例とともに理解されるようになってきている(なお、この動きの背景には Palmer や Hornby に端を発する動詞型 (verb pattern) への配慮があると考えられるが、今後の学校教育の現場では述語動詞に対し一層高度な指導が求められて行くことになる)。従って、目的(B)は述語動詞構造の把握と換言しても良いが、その達成のためには次の理由により文型の把握が前提となる。即ち、例えば(2)の引用には「…動詞に続く目的語が *to* 不定詞／動名詞／*that* 節のうちどれなのか…」という部分があるが、ここでは「*to* 不定詞／動名詞／*that* 節」といった述語動詞構造の理解の前に「目的語」が同定可能であるとの暗黙の前提があり、さらにそもそも文法関係の一つである目的語は関係概念に基づく術語であるため、その同定には文型において示されるような主語や述語動詞との関連を理解する必要がある、という理由である。要するに、従来の文型の一層の精緻化とも言える動詞述語構造を理解するためには、それ以前に(もしくは少なくともそれと同時期に)、より一般的性質を持つ文型を把握することが必要となる。

実際、『解説』の第39ページ、(2)の引用箇所の数行下では、文型という用語の使用が差し控えられてはいるものの、従来の文型と何ら変わらぬものが示された後、複数の述語動詞構造の例が続いている。このことから、文型の指導が避けられぬものであ

ることが理解されよう。該当部分の一部を抜粋し、下に引用する。

(3) [主語+動詞+補語]のうち、(a) 主語+*be* 動詞以外の動詞+分詞 例1 … (『解説』, p. 39)

(4) [主語+動詞+目的語+補語]のうち、(a) 主語+動詞+目的語+分詞 例1 … (b) 主語+動詞+目的語+原形不定詞 例1 … (『解説』, p. 39)

次に、具体例を通して、目的(B)と文型の関係を確認しよう。下の例文(5a)と(5a')は文構造という点ではどちらも等しいもので、動詞に続く構造は  $NP_1 \text{ } NP_2$  となっている。同様に、(5b)と(5b')の文構造も等しく、動詞に続く構造はどちらも  $NP \text{ } to \text{ } VP$  である。

- (5) a. *I told him the new duties.*  
(Huddleston and Pullum 2002:1208)  
a'. *I consider him a failure.*  
(Huddleston and Pullum 2002:1208)  
b. *I told him to sweep the floor.*  
(Huddleston and Pullum 2002:1208)  
b'. *I consider him to have failed.*  
(Huddleston and Pullum 2002:1208)

ここで問題となるのは、文型を把握していれば、この種の文の運用は可能だが、文構造に関する情報のみでは、そうは行かないということである。と言うのも、文構造という点では、(5a)と(5a')には何ら相違がなく、両者に意味機能の違いがあるとの理解が得られないからで、同様に(5b)と(5b')についても文構造が同一であり、これだけでは両者に意味機能上の重要な差があることは捉えられない。適切な運用のためには、(5a)の  $NP_1$  と(5b)の  $NP$  が受領者(recipient)であり、後続の  $NP_2$  なり *to VP* なりが授受の対象(theme)であるとの知識が欠くべからざるものとなる。また(5a')の  $NP_1$  と(5b')の  $NP$  はそれぞれ後続の  $NP_2$  ないし *to VP* と叙述関係が結ばれるという理解も欠かせない。要するに、(5a)と(5b)が *SVOO* という文型を成し、(5a')と(5b')が *SVOC* であるとの理解がない限り、これらを適切に運用することは出来なくなる。動詞 *tell* および

consider はそれぞれ NP<sub>1</sub>、NP<sub>2</sub> と NP to VP という文構造を取り得るという情報も重要であるが、それは tell が SVOO という文型に現れ、consider が SVOC という文型に現れるという理解が前提となった上で、初めて意味を持つものとなる。

以上、新学習指導要領に移行しても、文型の適切な指導は必要であり、また文構造を理解するためにもそれが避けられぬものであることを見た。次節以降では、幾つかの特徴的な文型論を概観した後、それらの不備を指摘し、また代案となるべき私見を提示する。

## 2. 文型論各種の概要

文型という用語は日本の学校教育の現場では広く浸透しており、特別な事情がない限り、文型と言えば五文型のことを指す。また文型ないし五文型とは下のようなものであるとの共通した認識もある。

### (6) 教育現場における五文型

- I. SV: *Birds fly.*
- II. SVC: *John is a teacher.*
- III. SVO: *John broke the vase.*
- IV. SVOO: *John sent Mary a letter.*
- V. SVOC: *John considers Mary a genius.*

共通の認識という点を今少し具体的に確認しておく、概略、次のようになる。(i) 文型を成す文の要素は S, V, O, C の四つであり、(ii) 文型は計五つで、(iii) それらは SV や SVC 等であり、(iv) 各文型は特定の順に並べられている。また (v) 文型が対象とする文は能動かつ肯定の平叙文で、(vi) 述語動詞が義務的に要求する要素のみが文型に関与する (従って、否定や受動といった特徴、および疑問文・命令文・感嘆文の区別は問題とされず、また随機的要素である助動詞・文副詞等は文型の成立に関与しない)。さらに、(vii) 定型・非定型を問わず、節が義務的な要素と成り得る。

さて、このような認識は日本の学校教育の現場においてのみ共有されるもので、それ以外の場所では通用しない。このことはそもそも文型という用語に対応する英語表現がすぐには見当たらないことから窺え、文型を “sentence patterns” や “sentence types” 等と英訳しても、日本語で意図されるものがそれだけで伝わる保証はない。とは言っても、文型に相当する概念や類似の術語は至る所に見られ、日

本以外の英語教育・英語学習の分野や言語理論・英文法の分野でも、様々な文型論 (五文型相当のものを扱った論考もしくは五文型への代案) が展開されている。例えば、英語教育・英語学習の分野から Swan (2005<sup>3</sup>) を一例として取り上げると、「文構造 (1): 基本語順」(pp. 496-497) という節の中で、五文型の一部 (第 V 文型を除いたもの) が否定文や疑問文、there 構文等とともに論じられている。言語理論・英文法の分野でも例えば Huddleston and Pullum (以下、H & P) (2002) や Quirk 他 (1985) 等に独自の文型論が見られる。

以下、五文型以外の文型論のうち、やや恣意的に H & P (2002), Quirk 他 (1985), 安藤 (2008) の三つを選び、それらの概要を簡単に記す。なお、一口に文型論と言っても、主たる目的によりその性質が自ずと異なって来る点には注意が必要だろう。例えば、H & P と Quirk 他 の文型論は言語理論・英文法という面から論じられたものであるため、教育現場や初学者の存在は基本的には念頭になく、その辺りの事情を考慮しない文型論となっている。一方、安藤の文型論は五文型と同様、英語教育・英語学習をかなり意識しており、実用性を重視したものである。

文型論の一つ目として、まず H & P (2002) を見てみよう。H & P (2002) の第 4 章は従属節を含まない節構造 (なかならず動詞の補部) を概観している。彼らは文の機能を担う主要な要素として、補部 (Complement, C), 述部 (Predicator, P), 付加部 (Adjunct, A) を認めており、C は主語 (Subject, S), 目的語 (Object, O) および述語補部 (Predicative Complement, PC) に下位分類される。H & P に特有の用語である PC は、五文型における C に対応する。また彼らの P は五文型における V に対応するが、V に替わって P が導入される理由は、しばしば指摘のあるように、V が文法機能を表しているのか統語範疇を表しているのか判然としないからで、この問題を避けるために、文法機能のみを紛れなく表す表記 (即ち、P) の採用となった。

本稿との関連で H & P に目を引かれる点は、彼らが「五つの標準型 (five canonical constructions)」という名の下、英語の基本的な文型として次の五つのパターンを認めていることである (既述のように、H & P は五文型の V と C に対応する機能として P と PC をそれぞれ用いているが、下では五文型にならない、P を V, PC を C と書き改める)。

(7) H & P による五つの標準型

ORDINARY

*SV: I left.* [INTRANSITIVE]

*SVO: I took the car.* [TRANSITIVE]

*SVOO: I gave Jo a key.* [DITRANSITIVE]

COMPLEX

*SVC: I got better.* [INTRANSITIVE]

*SVOC: I kept it hot.* [TRANSITIVE]

(H & P 2002: 218)

上の五つの標準型は二つの軸に照らして、設定されたものである。一つの軸はC(即ち、H & PのPC)に関するもので、Cを含まない型を通常 (ordinary) , Cを含む型を複合 (complex) と呼んでいる。もう一方の軸はOに関するもので、Oが存在しないものを自動的 (intransitive), Oが一つ存在するものを他動的 (transitive), Oが二つ存在するものを二重他動的 (ditransitive) としている。これら二つの軸を掛け合わせて出てきたものが五つの標準型で、複合的かつ二重他動的な標準型は存在しない。なお、Cを含むかどうかで、標準型を通常もしくは複合に分ける理由は意味機能によるもので、一つの型の中に一つの叙述関係だけが認められるのなら通常、複数認められるのなら複合としている。例えば、*I got better.* という文では、SとV間に叙述関係が一つ認められ、さらにSとCの間にも別の叙述関係が認められるため、複合的とされる。また、*I kept it hot.* ではSとVの間に一つの叙述関係が存在し、さらにOとCの間にも別の叙述関係が存在するため、複合的となる。

先に五文型の特徴として (i) から (vii) を挙げたが、これらをもとに五文型と五つの標準型の異同を確認すると、両者が異なるのは (iv) と (vii) の二点である。即ち、五つの標準型ではそれらの間で順序付けがなされておらず、また既述のように、H & P (2002) の第4章は従属節を含まない文を対象としているので、たとえ文中に従属節が義務的要素として現れていても、その文は五つの標準型のいずれかに分類されることはない。

なお、五文型の特徴 (vii) を換言すると、従属節が義務的要素である限りそれは特別視されないということだが、この点は再考に付されるべきであろう。なぜなら、五文型のもとでは、従属節と例えば名詞句が義務的要素であるかどうかが重要であり、両者の意味機能および統語上の差異は問題にならないが、

実際にはそれら二つの性質に歴然とした相違が見られるからである。新学習指導要領での文構造という用語の導入に鑑みても、このことは十分に喚起されるべきことなので、ここで五文型のもとでは見過ごされがちな従属節と名詞句の相違を一部ではあるが確認しよう。

まず初めに、従属節と名詞句の意味解釈の相違を検討する。下の例文のOである *his singing* は、非定形の従属節 (動名詞) ととも名詞 *singing* を主要部とする名詞句であるとも分析され得る。

(8) *Kim didn't like his singing.* (H & P 2002:1192)

そしてその分析如何によって意味解釈が異なり、従属節の場合は「彼が歌うという事実もしくは行為」という意味を表し、単なる名詞句である場合は「彼の歌い方」となる。一般に、従属節は「事実」という意味を表し、名詞句は指示物や指示対象自体を表すが、次の例 (9a) もOである従属節では彼女の発言が事実として提示され、(9b) 内のOである名詞句は彼女の説明を受ける対象そのものである ((9a) 全体の趣旨は「惑星が動いているという発言が実際に行われ、その発言を持って、彼女は何か別のことを説明した」というもので、(9b) 全体の趣旨は「惑星の動き自体が説明された」というものである)。

(9) a. *She explained that the planets are in motion.*  
(H & P 2002:1022)

b. *She explained the motion of the planets.*  
(H & P 2002:1022)

これら三つの文は五文型のもとではいずれも *SVO* と分類されるだけであり、その限りにおいて、従属節と名詞句の差異は埋没してしまう。

二つ目に、次のような動詞はそのOとして従属節しか従えない。

(10) a. *I often marvel that intelligent people can at times be so petty.* (H & P 2002:1018)

b. *She will vouch that I didn't leave the house until six o'clock.* (H & P 2002:1018)

上の文も五文型のもとでは *SVO* と分類されるのみだが、これだけではOとして名詞句も取り得るとの

過剰な一般化が導かれる可能性が出る。

三つ目に、動詞とそのOである名詞句は普通その間に副詞類の介在を許さないが、動詞とそのOである従属節はその限りではない。

- (11) a. *We expected all along that things would improve.* (H & P 2002:1180)  
b. \**We expected all along an improvement.* (H & P 2002:1180)

この特徴も *SVO* という捉え方だけでは、看過されがちであろう。

四つ目に、従属節と名詞句で受動化の可否に相違が見られる場合がある。

- (12) a. *Kim started to riot.* (H & P 2002:1207)  
b. *Kim started the riot.* (H & P 2002:1207)  
a'. \**To riot was started by Kim.* (H & P 2002:1207)  
b'. *The riot was started by Kim.* (H & P 2002:1207)

五文型の下では、上例の従属節と名詞句は等しくOとなるため、受動化の適否が捉え難くなる。

五つ目に、従属節は外置化を許すが、名詞句は普通外置化を許さない。

- (13) a. *It amused him to break the seal.* (H & P 2002:1188)  
a'. \**It amused him the breaking of the seal.* (H & P 2002:1188)  
b. *It was silly to break the seal.* (H & P 2002:1188)  
b'. \**It was silly the breaking of the seal.* (H & P 2002:1188)

このように従属節と名詞句の意味機能や統語上の性質は様々に異なるが、五文型の下では両者は往々にして等しく扱われるので、その差異に注意が向けられることは少ない。新学習指導要領における文構造という用語の導入に照らしても、この種の性質は見過ごされるべきではない。

文型論の二つ目として、Quirk 他 (1985) を見てみよう。彼らは文から随意的な副詞類 (Adverbial) をすべて取り除いて得られる、必須要素のみからなる文の種類を計七つ認め、「七つの節タイプ (seven clause types)」として分類を試みている。次のとおりである。

#### (14) Quirk 他による七つの節タイプ

TWO-ELEMENT PATTERN

*SV: Someone was laughing.*

THREE-ELEMENT PATTERN

*SVO: My mother enjoys parties.*

*SVC: The country became totally independent.*

*SVA: I have been in the garden.*

FOUR-ELEMENT PATTERNS

*SVOO: Mary gave the visitor a glass of milk.*

*SVOC: Most people consider these books rather expensive.*

*SVOA: You must put all the toys upstairs.*

(Quirk et al. 1985:53)

七つの節タイプは、文の要素の数という点と動詞の類という点から整理され得る。文の要素の数という点に関しては、(14) の X-ELEMENT PATTERN という表示から自明である。動詞の類としては、自動詞・他動詞・繫辞 (copula) の三つが関連するとされ、文の要素が二つだけの場合は自動詞が関わり、文の要素が三つ以上ある場合は他動詞か繫辞が関わる。さらに他動詞はOを、繫辞はCもしくはAを従えるとされる。

七つの節タイプと五文型を区別する最大の特徴は、Aという文の要素を認めるか否かだが、この要素は義務的な副詞類を表し、七つの節タイプの下では、Aは述語動詞が義務的に要求する要素の一つとして、S, O, Cと同等の扱いを受ける。

Aを認めざるを得ない理由は、動詞が義務的に要求する要素として、S, O, Cのいずれにも当てはまらないもの (もしくは当てはまりづらいもの) があるからであるが、このことは (14) にも例示されている *You must put all the toys upstairs.* といった類の文を想起すれば良いであろう (この文は *SVOA* に分類されるが、Aである *upstairs* が存在しないと、十全な文として成立せず、非文法的となる点に注意)。なお、(14) に示されているとおり、Aはその他の種類の文を分類する際にも用いられ、五文型では *SVC* (もしくは *SV*) として分類される *I have been in the garden.* のような文は、七つの節タイプのもとでは *SVA* であるとされる。

七つの節タイプと五文型を五文型の特徴 (i) から (vii) に基づき比較すると、七つの節タイプは (i), (ii), (iii) の三点において五文型と異なる。七つの節タイプではAが認められていることから、このような仕

儀となる。

三つ目の文型論として、安藤 (2008) を見てみよう。安藤の文型論は Quirk 他七つの節タイプの拡充版と言えるもので、Quirk 他と同様 A を認めるとともに、七種の文型もそのまま取り入れ、さらに文型を一つ付け加えている。従って、安藤では計八つの文型が認められることになる。次のとおりである。

#### (15) 安藤による八文型

- I. *SV: The sun rose.*
- II. *SVC: John is a teacher.*
- III. *SVO: I like apples.*
- IV. *SVOO: Bill gave Sally a book.*
- V. *SVOC: They named the baby Kate.*
- VI. *SVA: Mary is here/in the garden.*
- VII. *SVCA: John is very fond of cats.*
- VIII. *SVOA: He put the key in his pocket.*

(安藤 2008:13-14)

安藤の八文型で新たに導入された文型は、(15) における第 VII 文型 *SVCA* だが、この文型の導入は *John is very fond of cats.* といった類の文を分類するためには避けられないものとされている (*John is very fond of cats.* から、安藤が A と分析する *of cats* を取り除くと、文が成り立たず、非文法的となる点に注意)。

八文型と五文型の相違点は、五文型の特徴 (i) から (vii) のもとでは、七つの節タイプの場合と同様、まず (i), (ii), (iii) の三点が異なる。さらに、安藤 (2008:146) では (15) に示される八つの文型の順序が変更され、「言うまでもないが、数字には意味はない」という但し書きも付けられていることから、(iv) の点も五文型と異なることになる。

### 3. 文型論各種への批判

これまで、四つの文型論 (五文型、五つの標準型、七つの節タイプ、八文型) を取り上げ、その特徴を見てきた。いずれの文型論にも優れた所が認められるが、改善すべき点も存する。以下、本節ではこれらの文型論が抱える問題点を「英語教育・英語学習」ならびに「言語理論・英文法」という二つの面から検討し、簡単に列挙する。

まず英語教育・英語学習という面から四つの文型論をふり返ると、次のような点が問題となる。(ア) 五文型と五つの標準型では、文型の数が少なく、文

型として取り入れるべき基本的な文 (例えば *You must put all the toys upstairs.* や *John is very fond of cats.*) が指導の網から漏れやすく、初学者にとっては英文法の体系的な理解に支障が生じる。(イ) 五つの標準型以外の各文型論では、従属節と従属節を含め構造が同列に扱われるため、指導上の矛盾が生じやすく、また初学者に従属節の特性を認識する機会を十分に与えられないという懸念もある。さらに、(ウ) 七つの節タイプと八文型のもとでは、義務的要素 A の導入により、文型の数および複雑度が必然的に増すことになり、指導者と初学者の双方に負担を強いることになる。

言語理論・英文法という面からは、次のような点が問題となろう。(エ) 七つの節タイプと八文型では従来の *SVC* に加え、*SVA* も導入されているが、これら二つの文型に現れる A と C はいずれも等しく動詞 *be* に導かれ、その他の文法上の振る舞いにも差が見られず、*SVA* を新たな文型として導入する根拠が見当たらない。もちろん、*SVA* の A と *SVC* の C を区別する概念上の相違は認められるが、その相違が文法に反映されない以上、*SVA* を認めることは出来ない。(なお、安井 (1996<sup>2</sup>:34-35) では *She is in good health.* が *SVC*、*She is in the garden.* が *SVA* (安井の表記では *SVL*) と分析される旨が記され、その根拠は *PP in good health* と *in the garden* が等位接続できないからとされる (*\*She is in good health and in the garden.*)。しかしながら、そもそも *VP* を等位接続した *She is in good health and is in the garden.* が奇異であるため、十分な根拠とは言えない。) また (オ) 体勢や姿勢を表す *The ladder was against the wall.* といった文や随伴を表す *John was without a job. / John was with Mary.* といった文は、*SVC* と *SVA* のいずれに分類されるのか判然としない。(カ) 八文型の *SVCA* における A は、先行する C の「目的語 (安藤 2008:36, 37, 40)」であるとされるが、そうであるなら本来副詞類を表すための要素として導入された A を用いることははなはだ不適切である。

### 4. 代案—五文型 plus の素描—

前節での問題点 (ア) から (カ) はどのように解消されるべきだろうか。本節はその解消に向け、代案となる文型論を素描するが、これは英語教育・英語学習のためのものであるため、言語理論・英文法の観点からはやや不満の残る解決の仕方となっている。しかしながら、このことと指導の効率・学習の

効果を勘案すると、弊害よりも実益が大きく上回るため、この判断のもと代案を問う次第である。

本稿の代案は「五文型 plus」とでも呼べるものだが、この名称は次に述べる指針を反映したものとなっている。

- (16) 新たな文型論は学校教育の現場に根付いた五文型を生かし、その重要部分は踏襲すべきである。さらに、指導者ならびに初学者の負担を抑えるため、修正部分・追加部分はプラスα程度の必要最低限を目指すべきである。

即ち、指針の前半部分から「五文型」、後半部分から「プラス」を取り込み、五文型 plus となっている。またこの名称は文型表示に+記号を多用することもその由来の一つとなるが、このことは五文型 plus の概略を下に示すことにより自然に理解されよう。

(17) 五文型 plus

BASIC PATTERNS

I. SV:

*John died (two years ago).*

II. SVC:

*John is a teacher/in that room.*

III. SVO:

*John kissed Mary.*

IV. SVOO:

*John gave Mary a present.*

V. SVOC:

*John considers Mary competent.*

*John regards it as successful.*

EXTENDED PATTERNS

I'. SV<sup>+</sup>:

*John went [Prtcl away].*

*John looked [pp at the dog].*

*John got [pp through (the window)].*

*John behaved [Adv rudely].*

*John kicked [pp at the door].*

SV<sup>+</sup>:

*John thinks [pp of it] [pp as successful].*

*John ended [Prtcl up] [pp as captain].*

*John looks [Prtcl forward] [pp to her visit].*

II'. SVC<sup>+</sup>:

*John is afraid [pp of snakes].*

III'. SV<sup>+</sup>O:

*John mixed [pp up] the tickets.*

SVO<sup>-</sup>:

*John put the vase [pp on the table].*

*John accused her [pp of theft].*

IV'. SV<sup>+</sup>O O:

*John paid [pp back] his father that loan.*

V'. SV<sup>+</sup>O C:

*John put [Prtcl down] the man as an officer.*

X': VARIABLE W/ EXTENDED OBLIGATORY ELEMENT

X: V, O, C

Realization of +: 

Prepositional Phrase
Particle
Adverb

五文型 plus の骨子は (17) に示されるとおりで、基本文型とその展開である拡張文型という二段構えのものとなっている。展開部分は指導や学習の進行に応じて、随時導入されるべきものである。

五文型 plus はその全体を従来の五文型の特徴 (i) から (vii) で一様に照らして比較され得るものではない。それは前述のように五文型 plus が基本とその拡張という二段構えの構図を取っているからである。まず基本文型の性質を検討すると、特徴 (i) から (vii) は最後の特徴 (vii) を除き、五文型と同じである。(vii) は従属節に関するものであったが、これは第2節で論じたように五文型の不備とも言えるものなので、(H & P のように) 取り入れることはしない。なお、この基本文型の部分で論ずべき点が数多く残るものの、紙幅の関係でこれ以上論じられない。

拡張文型の部分はどのような性質を示すのだろうか。この部分は基本文型の展開を受けたものなので、基本文型の特徴を大筋で引き継ぎつつ、一部が拡張されたものとなっている。即ち、(iv), (v), (vi) はそのまま、(i), (ii), (iii) は拡張の上、引き継ぐ。具体的には次のようになる。(i') 拡張文型では S, V, O, C の四要素に拡張義務要素+が加わる。(ii') 拡張文型には計七つの文型がある。(iii') その七つ文型は基本文型の展開を受けた SV<sup>+</sup> や SVC<sup>+</sup> 等である。

おのおのの拡張文型は一見複雑であるが、それらは基本文型の展開であるとの理解があれば、見かけ

上の複雑度が減ずる。拡張の様態は、基本文型における V, O, C のいずれかに最大二つまでの+を付加するというもので、+の実現形は前置詞句・小辞・副詞のいずれかである。なお、+で表示される文法関係(文法機能)は、諸家の意見が分かれ、教育現場での不要な混乱が生じやすい所でもあるため、あえて明示しない。義務的要素という必要最低限の情報が、+により得られれば十分である。

拡張文型の幾つかを具体的に検討してみよう。第 I 文型(基本文型の一つ)からの展開である第 I' 文型(拡張文型の一つ)は二種類あり、 $SV^+$  と  $SV^{++}$  である。 $SV^+$  の例は *John went away.* や *John behaved rudely.* 等であるが、V に続く要素 *away* や *rudely* が義務的要素であることが+記号により的確に捉えられている。同様に、 $SV^{++}$  の例は *John ended up as captain.* 等であるが、V に続く二つの要素 *up* と *as captain* はそれぞれ義務的に要求されるものであることが、二つの連続する+記号により示されている。第 II 文型からの展開である第 II' 文型は  $SVC^+$  で、例としては *John is afraid of snakes.* のようなものが挙げられる。ここでも C に後続する要素が+記号であることから、それが義務的要素であると理解される。

さて、最後に、五文型 plus に向けられる潜在的な疑義に反駁する形で、これが他の文型論より妥当なものであることを示す。

**疑義 A:** 基本文型と拡張文型の区別は複雑で必要ではないのか。

**回答 A:** 英語教育・英語学習のどの領域またどのレベルにおいても、基本からその発展へという指導や学習のあり方が有効であると(暗黙裡にせよ)認められており、逆の方向は事実上あり得ない。文型指導や文型学習においても、基本からその発展へという二段構えの方式を導入するのはむしろ当然のことで、これまでの文型論は基本と発展の区別をせず、それらを一律に扱っているが、このような文型論こそ修正を受けるべきである。従って、基本文型と拡張文型の区別は必要であり、またそれらの区別により文型の全体像が複雑化するのではなく、逆に整理がなされ、見通しが良くなる。

**疑義 B:** 各種の拡張文型はかなり複雑で必要ではないのか。

**回答 B:** おおのこの拡張文型は(基本文型に比べ)確かに複雑である。しかしながら、英語の基本的な文にこのような形式を取るものが多数存在すること

は事実であり、それらがどのような文型であるのかを明示的に示すことは必要である。また拡張文型は基本文型の展開であるのだから、基本文型の習得の後、指導や学習の段階に応じて、拡張文型が順次導入されれば良い。他の文型論でも、拡張文型で捉えるべき類の文を無視するわけにはいかず、非公式かつ半ば強引な形で扱っているが、このような文型論が一見シンプルに見えるのは、複雑な文型を明示的に提示していないからで、疑義と批判が向けられるべき文型論が五文型 plus でないことは明らかであろう。

**疑義 C:** +の実現形が示されているが、複雑で不必要ではないか。

**回答 C:** +のみならず、各種の義務的要素がどのような形式で実現されるのかは、本来すべての文型論が何らかの形で述べなければならない。しかしながら多くの場合、それはほぼ自明のことであったり、暗黙の了解が得られていたりするため、明示化する煩をわざわざ取るとはしない。五文型 plus では+という新しい義務的要素が導入されているので、その実現形を明らかにしたままである。(なお、例えば安藤(2008)の八文型における  $SVCA$  にしても、Aの実現形として何が可能であるか本来明らかにすべきであるが、安藤(2008)では例文が挙げられているのみで、実現形の実態は指導者・学習者の推量に任されている。)

**疑義 D:** 従属節はどのように扱うのか。

**回答 D:** これは五文型 plus とは別の所で扱うことになるが、詳述の余裕はない。(なお、他の多くの文型論のごとく、五文型 plus にも従属節を導入することは可能かつ容易だが、そうしない理由は既述のとおりである。)

## 参考文献

- 安藤貞雄(2008)『英語の文型』, 開拓社, 東京。  
Huddleston, Rodney and Geoffrey Pullum (2002) *The Cambridge Grammar of the English Language*, University of Cambridge Press, Cambridge.  
Quirk, Randolph, Sydney Greenbaum, Geoffrey Leech, and Jan Svartvik (1985) *A Comprehensive Grammar of the English Language*, Londman, London.  
Swan, Michael (2003<sup>5</sup>) *Practical English Usage*, Oxford University Press, Oxford.  
安井稔(1996<sup>2</sup>)『英文法総覧』, 開拓社, 東京。